

欧州・ドイツの特許制度比較と日本企業の戦略ガイド

概要: 本報告では、ドイツおよび欧州全体における特許制度と実務（出願、権利化、訴訟）の違いを比較し、技術分野（医薬品・自動車・ソフトウェア等）や企業規模（大企業から中小企業まで）を問わず適用できる、日本企業が欧州（特にドイツ）で特許戦略を立案・実施する際の最善のアプローチを探ります。欧州特許庁（EPO）ルートとドイツ国内特許出願の比較、ユニタリ特許制度（欧州単一特許）導入による影響、出願から訴訟までの実務的差異、欧州統一特許裁判所（UPC）の役割、分野別のリスク、企業規模別の戦略、そして日本企業によく見られる誤りと回避策を順に解説し、最後にベストプラクティスをまとめます。

1. 欧州特許庁（EPO）制度とドイツ特許制度の比較

1.1 出願手続きと言語要件の違い

EPOは単一の出願で欧州特許条約加盟国の広範な保護を得られる一方、ドイツ特許商標庁(DPMA)への出願はドイツ国内のみが対象です。EPO出願は英語・仏語・独語の公用語で行う必要があります（日本語で出願する場合は2か月以内に翻訳提出）¹。ドイツ出願は通常ドイツ語で明細書を提出する必要があります、日本企業は現地代理人による正確な翻訳が不可欠です。EPOでは出願後まず方式審査と調査報告（新規性に関する見解付き）が行われ、その後に本格的な実体審査段階に入る2段階構成です²。一方、ドイツ特許庁では調査と審査を一括して行うため、審査請求があれば直接実体審査に進みます³。

1.2 審査請求時期と審査期間の違い

EPOでは出願と同時に調査請求が必要で、調査報告の送達後6か月以内（出願日から約2年以内）に審査請求を行わなければなりません⁴。これに対しドイツでは審査請求を最長7年も遅らせることが可能で、出願から相当期間、市場動向を見極めてから審査に入る戦略がとれます⁴。これは発明の商業的見込みが立ってから審査にコストを投じるか判断できる利点ですが、早期権利化が必要な場合は出願同時に審査請求することも可能です。審査期間の目安として、EPOでの特許付与には平均2~5年程度を要し⁵、ドイツでも審査請求を早期に行えば平均3年前後（30~37か月）で権利化することができます⁶。ドイツは調査と審査が同時に進行するぶん、要件を満たせば迅速な特許付与が期待できます³。

1.3 審査基準とクレーム補正の実務

両制度とも審査官は高度な技術知識を持ち厳格に審査しますが、その運用には違いがあります。クレームの明確性や補正の許容性に関して、EPOの審査官は形式的要件に非常に厳格で、「新規事項の追加（Added Matter）」があれば容赦なく拒絶理由となり得ます。一方、ドイツ審査官は実質的な発明内容を重視し柔軟で、出願全体の開示から見て技術的に読み取れる事項であれば多少表現が異なっても補正を認める傾向があります⁷。例えばEPOでありがちな明細書サポート不十分によるクレーム削除も、ドイツでは出願人の意図を汲んで認められるケースがあるとされています⁸。ただしドイツも無制限に寛容なわけではなく、あくまで技術常識に照らした合理的な範囲での柔軟性です。

新規事項追加に関して顕著な違いがあります。EPOでは出願時に開示していない事項をクレームに加えると、特許付与後にそれが発覚した場合でも「逃れられないトラップ（inescapable trap）」と呼ばれ⁹、補正不可能な形式違反として特許全体が無効とされかねません⁹。一方ドイツでは、特許付与後の異議申立や無効審判で新規事項追加が判明した場合、その部分を「不許可項目」として無視するディスクレーマー的対応が可能です¹⁰。具体的には、その追加部分に新規性・進歩性の寄与は認めないものの、侵害訴訟では権利者はその追加要素も相手製品が具備していることを立証しなければならず、結果として特許を限定的に存続

させることができます¹⁰。このようにEPOでは形式違反で特許が一括無効となる局面でも、ドイツでは特許存続の余地が与えられている点は注目すべき相違点です。

1.4 費用面の比較: 欧州特許 vs ドイツ特許

国: DE	出願時費用	審査請求費用	中間応答費用	登録時費用	年金費用	合計
欧州特許(DE 指定)	¥600,000	¥430,000	¥900,000	¥490,000	¥3,260,000	¥5,680,000
直接出願	¥690,000	¥60,000	¥600,000	¥30,000	¥2,870,000	¥4,250,000
差額	¥90,000	¥370,000	¥300,000	¥460,000	¥390,000	¥1,430,000
国: FR	出願時費用	審査請求費用	中間応答費用	登録時費用	年金費用	合計
欧州特許(FR 指定)	¥600,000	¥430,000	¥900,000	¥520,000	¥1,870,000	¥4,320,000
直接出願(※)	¥820,000	¥0	¥600,000	¥60,000	¥1,490,000	¥2,970,000
差額	¥220,000	¥430,000	¥300,000	¥460,000	¥380,000	¥1,350,000
国: GB	出願時費用	審査請求費用	中間応答費用	登録時費用	年金費用	合計
欧州特許(GB 指定)	¥600,000	¥430,000	¥900,000	¥510,000	¥1,790,000	¥4,230,000
直接出願	¥280,000	¥70,000	¥600,000	¥120,000	¥1,200,000	¥2,270,000
差額	¥320,000	¥360,000	¥300,000	¥390,000	¥590,000	¥1,960,000
国: IT	出願時費用	審査請求費用	中間応答費用	登録時費用	年金費用	合計
欧州特許(IT 指定)	¥600,000	¥430,000	¥900,000	¥940,000	¥2,010,000	¥4,880,000
直接出願	¥550,000	¥0	¥600,000	¥30,000	¥1,530,000	¥2,710,000
差額	¥50,000	¥430,000	¥300,000	¥910,000	¥480,000	¥2,170,000
国: ES	出願時費用	審査請求費用	中間応答費用	登録時費用	年金費用	合計
欧州特許(ES 指定)	¥600,000	¥430,000	¥900,000	¥750,000	¥1,740,000	¥4,420,000
直接出願	¥450,000	¥70,000	¥600,000	¥30,000	¥1,330,000	¥2,480,000
差額	¥150,000	¥360,000	¥300,000	¥720,000	¥410,000	¥1,940,000

図: 欧州特許(EPO)経由でドイツ特許を取得する場合と、ドイツに直接出願する場合の費用比較（出願～20年存続）¹¹。EPOルートは広域保護が可能な反面、ドイツ一国だけで見れば費用が割高になる傾向があります。例えば志賀国際特許事務所の試算（2025年版）によれば、英語で欧州出願しドイツを指定国とする場合と、ドイツに直接出願する場合とで、最終的な20年間の総コストは欧州出願経由の方が約30%以上高くなります¹²¹¹。これは、EPO出願には調査・審査手数料や出願維持年金（3年目以降付与まで毎年）など初期費用がかかり、付与時にも付与料と他言語へのクレーム翻訳（ドイツで権利発効させるには独語クレーム提出）が必要なためです¹²。一方、ドイツ国内出願は出願料・調査審査料が比較的低廉で、審査請求を遅らせれば初期費用を抑えることもできます。ただし、EPO出願で特許付与後にドイツに特許を有効化（登録料支払いと独語翻訳提出）する際の費用自体は、それほど高額ではなく（数十万円程度）、主な差異は手続全体にかかる代理人費用や多国間対応コストです。

費用対効果の観点では、保護対象国がドイツ1国だけであれば国内出願の方が総額費用を低減できますが、他の欧州諸国も含め複数国で特許取得したい場合は、一度の出願でまとめて審査が受けられるEPOルートが長期的にはコスト効率が良い可能性が高いです。実際、EPO出願から各国に分割して維持する従来方式と、2023年に始まった欧州単一特許（後述）を利用した場合の費用比較では、4か国以上で特許を維持するなら単一特許の方が割安になると報告されています¹³。逆に言えば、欧州特許を3か国程度までしか権利化しない企業にとっては、必ずしもEPOルート+単一特許が安価とは限らず、従来どおり主要国への個別権利化の方が費用面で有利なケースもあります¹⁴。日本企業にとっては、自社製品・技術の市場が欧州全域に広がるか、それとも特定国に限られるかを見極めて、EPO出願か各国出願かを選択することが重要です。

1.5 二重出願・実用新案の活用余地

欧州特許とドイツ特許の関係で特筆すべきは、同一発明についての二重保護の扱いです。以前は欧州特許（パンドル特許）と国内特許が同じ国で重複することは禁じられていましたが、2023年6月のユニタリ特許制度開始に伴いドイツ法も改正され、現在では両方の特許を並存させることが可能になりました¹⁵。ただし

「二重権利行使の禁止」が規定され、同一発明についてドイツ国内特許と欧州特許（従来型または単一特許）が併存する場合、実際に権利行使（侵害訴訟）する際はどちらか一方の特許に絞る必要があります¹⁶。この変更により、出願人は若干の追加費用を負担しても欧州特許とドイツ特許を両方取得・維持する戦略を選べるようになりました。特に重要な発明では、欧州特許が異議や無効審判で無効になるリスクに備えて国内特許をバックアップとして保持することも一案です¹⁷¹⁸。

さらにドイツ固有の制度として実用新案（Gebrauchsmuster）があります。これは無審査で早期登録される短期保護の権利（存続期間最大10年）で、発明の形態的特徴に対して付与されます（方法の発明は不可）。ドイツの実用新案制度は出願中の特許からの分岐（branched-off utility model）が可能であり、欧州出願や国際出願（PCT）からでもドイツ国内で実用新案を派生させることができます¹⁹。審査を待たず数ヶ月で登録されるため、特許出願中に競合による侵害が疑われる場合、暫定的な権利行使手段として活用できます²⁰。もっとも実用新案には新規性・進歩性の審査が無いため、権利行使の際は無効主張にさらされるリスクが高い点に留意が必要です（有効性要件の基準も特許と若干異なり、公知例の範囲が狭いなどの相違があります²¹）。日本企業は、日本の実用新案制度があまり利用されていないこともあり見落としがちですが、ドイツでは特許と実用新案を組み合わせた柔軟な戦術が認められているため、状況によっては特許出願+実用新案分岐という手も検討すべきです²²。実際、ドイツでは特許出願を維持したまま競合製品に合わせてクレームを調整した実用新案を素早く取得し、「鋭い剣」として侵害差止に使う戦略が取られており、30年の実務で多くの成功事例が報告されています²³。

2. ユニタリ特許制度とドイツ国内特許の選択: メリット・デメリット

2023年6月に発効した欧州単一特許（ユニタリ特許, Unitary Patent: UP）制度は、欧州特許庁で付与された特許に单一効を付与し、一度の手続で複数国（現在参加18か国）の特許を一括管理できる新たなオプションです²⁴。ユニタリ特許と従来の各国へのバンドル特許（従来型欧州特許+各国validation）やドイツ単独特許を比較した場合の利点・欠点を整理します。

①DE, FR, IT	登録時費用	年金費用	合計
UP	¥810,000	¥6,830,000	¥9,590,000
欧州指定国	¥1,080,000	¥6,120,000	¥9,150,000
差額	¥-270,000	¥710,000	¥440,000
②DE, FR, GB	登録時費用	年金費用	合計
UP+GB	¥880,000	¥8,110,000	¥10,940,000
欧州指定国	¥640,000	¥5,900,000	¥8,490,000
差額	¥240,000	¥2,210,000	¥2,450,000
③DE, FR, GB, IT	登録時費用	年金費用	合計
UP+GB	¥880,000	¥8,110,000	¥10,940,000
欧州指定国	¥1,140,000	¥7,400,000	¥10,490,000
差額	¥-260,000	¥710,000	¥450,000
④DE, FR, GB, IT, ES	登録時費用	年金費用	合計
UP+GB+ES	¥940,000	¥9,350,000	¥12,240,000
欧州指定国	¥1,460,000	¥8,630,000	¥12,040,000
差額	¥-520,000	¥720,000	¥200,000

図: 欧州単一特許(UP)利用 vs 従来型の各国特許取得の費用比較例¹³ (DE=ドイツ、FR=フランス、IT=イタリア、GB=英国、ES=スペインをモデルケースとした場合)。図から、保護国数が増えるほどUPの費用対効果が向上する一方、対象国が少数の場合は従来方式の方が安価なケースもあることが分かります。

- ・**メリット（ユニタリ特許の利点）：** ユニタリ特許を登録すると、1件の特許で複数国に効力を生じます。維持年金も一括で年1回EPOに支払うだけで済み、各国ごとに異なる通貨・期限で管理する手間が省けます²⁵。更新料水準はビジネスフレンドリーに設定されており、参加国上位4か国に出願した場合の合計額程度に抑えられています²⁶。特に特許存続期間が平均的な10年程度で見ると、ユニタリ特許の維持費総額は5,000ユーロ未満と試算されており、これは主要国の合計維持料と比べても遜色ないレベルです²⁶。また、ユニタリ特許は欧州統一特許裁判所（UPC）で一括執行できるため、侵害訴訟の際に一度の裁判で複数国での差止や損害賠償を勝ち取ることが可能になります（詳細は後

述）。このように、欧州全域で事業展開する企業にとって、UPは手続簡素化と広域権利行使の両面で魅力があります。

- ・**デメリット（ユニタリ特許の留意点）：** 一方でユニタリ特許には適用対象の限定と集中リスクがあります。まず、UPはEU加盟国のうち協定参加国にしか効力が及びません（2025年時点でドイツ、フランス、イタリア、オランダなど18カ国。スペインやポーランドなど未参加国、英国（EU離脱済）には効果なし）。そのため重要市場である英國やスペインには別途対応が必要で、UP取得後も結局これら非参加国向けに個別の特許を保持しなければなりません。また、UPは付与後に各国に分割できない一体の権利であるため、一国でも無効理由が見つかると特許全体が無効になるリスクがあります。従来なら各国ごとに争われていた無効審判が、UPC上訴によって一度の訴訟で全加盟国分の効力を失う可能性がある点は、特に重要特許には大きなリスクとなります。例えば医薬の基幹特許がUPCで無効化されれば、欧州主要国すべてで同時に権利を失う結果となり、従来のようにドイツで無効になってしまってもフランスでは維持するといった地域分割ができません。この集中リスクゆえ、特許ポートフォリオがその発明一件に過度に依存する場合は、UPを避け各国バンドル特許としておく（かつUPC管轄からオプトアウトする）戦略も検討されます。
- ・**コストと柔軟性の比較：** 前述の費用比較の通り、カバーする国の数がUP利用の経済性を左右します。一般に4か国以上で権利維持する場合はUPの方が維持年金総額が低く、3か国以下なら従来型（各国特許）の方が安くなる傾向があります¹³。また、UPは一括管理ゆえに国ごとに権利を手放す柔軟性がありません。例えば費用節減のため市場の小さい国だけ特許を放棄するといった調整ができず、すべてかゼロかの選択になります。資金力に限りのある中小企業にとっては、当初想定より維持費負担が大きく感じる可能性もあります。一方、年金管理が一元化されるため手続ミスが減る利点もあります（各国ごとの期限管理を失念するリスクが低下）、その点の価値は企業ごとに判断が分かれるでしょう。
- ・**UPC管轄とオプトアウト：** ユニタリ特許は付与と同時に強制的にUPCの管轄下に入ります（オプトアウト不可）²⁷。これに対し従来型の欧州特許（各国バンドル特許）は、移行期間中（最長7年+延長可能）は出願人の申請によりUPC管轄から除外（Opt-out）し、各国裁判所で争う従来方式を維持することも可能です²⁸。日本企業は自社特許がUPC管轄になるか否かをよく理解し、積極活用するのか、リスク回避でオプトアウトするのか戦略的判断が必要です。UPCによる一括執行は魅力的ですが、同時にUPCによる一括無効化のリスクも伴うため、特にクリティカルな特許（ブロックバスター医薬特許等）ほどオプトアウトする傾向が見られます^{29 30}。実際、UPC開始前のサンライズ期間に大規模なオプトアウト申請が行われ、開始1ヶ月で既に約53万件超の特許・出願がUPC管轄から除外されました³¹。この中には欧州で多数の特許を保有する日独企業の慎重な姿勢も反映されています（ドイツ・日本企業はサンライズ期間中に集中的にオプトアウトを済ませた割合が高かったと報告されています³²）。他方で、UPC始動後は徐々にUPの取得件数も増え、2023年以降に付与された欧州特許では約23%がユニタリ特許を登録し、43%がオプトアウト、残り34%は何もせずUPC管轄下に留まるという傾向が示されています²⁹。つまり、新制度に積極的に関与（UP取得やオプトアウト）している特許は全体の2/3に達し、企業各社が戦略を再構築しつつある状況です。このような統計も参考に、自社にとって最適な選択肢を検討することが重要です。

3. 出願から権利化、維持、訴訟に至る実務上の差異と留意点

この章では、特許出願から付与後の異議・無効手続、さらには侵害訴訟に至るまで、欧州（主にEPO/UPC）とドイツ国内制度の実務上の違いを時系列に沿って解説します。日本企業が戦略を立案する際に押さえておくべき手続面・運用面での留意点を示します。

3.1 出願・審査段階の実務差異

- ・**言語・書式面:** 前述のとおり、EPO出願では英語など公用語で明細書を用意する必要があります。特に日本語出願明細書をそのままEPOに流用する際は、技術内容のニュアンスが正確に翻訳されているか注意が必要です。ドイツ国内出願でも独語への翻訳の質がクレーム解釈に影響を及ぼすため、専門用語の統一や文言整合性に気を配ります。クレームスタイルにも若干の傾向差があり、EPOではクレーム数に応じた追加費用が出願時に発生するためクレームは必要最小限にまとめる傾向があります³³（15項超のクレームには追加手数料）。ドイツではそのような課金はないものの、クレーム数が不要に多いと審査効率が下がるため、こちらも簡潔で明瞭なクレームドラフトが推奨されます。
- ・**審査の進め方:** EPOでは調査報告とともに書面見解（検索見解）が送付され、出願人はそれに対応して補正や意見書提出を行います。その後、本格審査で通常1~2回の拒絶理由通知に対応し、要件を満たせば特許査定となります¹²。一連のやり取り（サーチレポートへの対応+2回の審査意見対応）に出願人側の応答負担と費用が発生します¹²。ドイツでは審査請求後、審査官とのやり取りはケースバイケースですが、審査基準上は日本と同様に拒絶理由通知→意見書・補正→審査官と面接や電話協議も可→特許査定という流れになります。審査官との直接面接はEPOでも審査終盤に口頭審理として行われることがありますが、ドイツでは比較的カジュアルに電話で補正ポイントの相談ができることもあります（代理人の裁量による）。これはドイツ審査官が実務経験豊富で発明者目線を持ち合わせていることから、建設的な審査プロセスを志向する雰囲気によるものとされています³⁴⁷。
- ・**早期審査と戦略的遅延:** 欧州出願では出願人主導で審査速度を調整する余地が限られています。審査請求期限があり、延長したり審査を意図的に遅らせることは難しいですが、加速審査(PACE)を申請して早めることは可能です。これに対しドイツでは審査請求を遅らせるオプションが公式に認められており、市場状況次第で権利化の是非を後回しにできます⁴。例えば先に欧州特許を取得して広域の基本権利を確保しつつ、あえて同内容のドイツ出願は審査請求せず塩漬けにしておく戦略があります³⁵。こうしておけば、欧州特許に対し異議・無効が仕掛けられても、ドイツ出願を後から審査請求してクレームを調整し直し、「第二の権利」を取得するチャンスが残せます（もっとも同一の発明については上述のとおり最終的に二重行使はできませんが、権利存続期間の延長や権利内容の再調整には活用できます）。このような手続的柔軟性は日本やEPOには無い利点であり、欧州特許の保険としてドイツ出願を併願しておくことも選択肢となります。

3.2 権利化後（異議申立・無効審判）の違い

- ・**異議申立制度:** EPO特許が付与されると、付与公告から9か月以内であれば誰でもEPOに異議申立を行い、特許の維持・変更・取消を争うことができます。EPOの異議審判は欧州全域で特許を無効にできる集中審理であり、特に医薬品やハイテク分野では競合他社による異議が頻繁に提起されています（日本企業の特許も他国企業に比べやや少ないものの、一定数の異議申立を受ける傾向があります³⁶）。一方ドイツ国内特許にも異議申立制度があり、付与後9か月は第三者がDPMAに異議を申し立てられます。手続としてはEPOと似ていますが、影響はドイツ国内に限られます。欧州特許（従来型）の場合、ドイツ特許庁で異議できるのはドイツに直接出願した特許のみであり、EPO経由でドイツに効力を生じた特許についてはEPO異議で一括審理されます。つまり日本企業が欧州特許を取得した場合、ドイツでの権利といえど紛争の場合はEPO本部（ミュンヘンの審判部）になる点に注意が必要です。異議で特許が維持されればその決定は各指定国（ドイツ含む）に及びます。異議期間経過後は、欧州特許（バンドル）の各指定国ごとに無効訴訟の舞台が移ります。
- ・**無効審判・訴訟:** EPO異議期間が過ぎると、欧州特許のドイツ部分はドイツ連邦特許裁判所（BPatG）で無効訴訟の対象となります。他方、ドイツ特許や実用新案も同じ連邦特許裁判所で無効審理が行われます。重要な違いは、ドイツでは侵害訴訟と無効審理が別々の機関で並行して行われる（二元的構造）という点です³⁷。ドイツの地裁（地域裁判所）は特許の有効性判断権限を持たず、被疑侵害者は連邦特許裁判所に別途無効訴訟を提起して特許無効を争います³⁷。一方UPCでは、侵害訴訟に対する被告の無効反訴は同じ裁判体で審理されます³⁸（ただしUPCでは反訴を中央部に移

送することも規定されていますが、実務上ほとんど行われず、基本は**一体審理**で一本化されると予想されています³⁸）。これは英國や米国と同様の**単一訴訟型**であり、侵害・無効をまとめて判断するため**矛盾判決**が出にくい反面、**無効審理のスピード**が**侵害訴訟の進行**に影響する可能性があります。

- **インジャンクション・ギャップ（差止ギャップ）**：ドイツの二元制度において懸念されるのが、**地裁で侵害が認められ差止命令が出ても、無効審理の結論がまだ出でていない期間**が生じる問題です³⁹。これを俗に「**インジャンクション・ギャップ**」と呼びます⁴⁰。ドイツ地裁は被告から無効訴訟提起があっても、連邦特許裁判所の判断が出るまで侵害訴訟を一時中止（stay）するかどうかは裁量で決めます。しかし実務上、**地裁は特許無効の蓋然性が高い明白な場合以外は訴訟を中断せず判決まで進める傾向**が強いです⁴¹。そのため侵害訴訟で勝訴した特許権者は、一旦**製品差止めの強制執行**が可能となり、被告は連邦特許裁で特許無効が確定するまでの間、**販売停止などの不利益**を被ることになります³⁹。このギャップは特許権者にとって**強力な交渉圧力**（暫定的とはいっても競合他社の製品を市場から排除できる）となり得ますが、後日特許無効になれば**損害賠償の責任**を負うリスクも伴います⁴²。近年ドイツでは特許法改正により**差止命令の濫用抑制（衡平考慮）**条項も導入されましたが、依然として**迅速かつ強力な救済が得られる司法管轄**としてドイツが選好されています。UPCでは原則として侵害と無効を同時判断するため、このような時間差は生じにくくなります。もっともUPCでも仮処分の申立て等によって**暫定的差止**は可能であり、従来ドイツで培われた**迅速な保全措置**の文化がUPC全体に波及する可能性があります。
- **判決の執行と損害賠償：**ドイツの侵害訴訟では**恒久的差止命令**の取得が比較的容易であり、金銭的損害賠償額は米国ほど巨額にはならないものの、権利者の逸失利益や仮想実施料に基づき算定されます。他方、UPCで勝訴した場合は**参加全加盟国における差止命令**が一括して発令され、損害賠償も複数国分を合算した額となる可能性があります。これは特許権者にとって非常に魅力的ですが、同時に敗訴した側にとっての打撃も大きくなります。日本企業にとって、自社が**権利行使する立場**ではUPCのこの威力を積極活用でき、**被告になる立場**では広域リスクを念頭に防御策を講じる必要があります。UPCでは裁判所言語に**英語を選択できる**場合が多く、実務上ドイツローカル部でも当事者合意により英語審理が増えています⁴³。2025年半ば時点でUPC係属事件の**55%が英語**で進行しており、ドイツ語は38%に留まるとの統計があります⁴³。この傾向は日本企業にとって言語面で有利に働く可能性があります（社内での情報共有や米国訴訟との並行管理がしやすい）。

3.3 欧州統一特許裁判所（UPC）の役割とドイツへの影響

欧州統一特許裁判所（Unified Patent Court, UPC）は、上述したユーテリ特許およびオプトアウトしない従来型欧州特許の紛争を扱う**国際特許裁判所**です。ドイツを含む参加EU加盟国で**共通の訴訟手続**が実現し、一つの裁判で広域な判決効が得られる画期的な制度として2023年6月に発足しました⁴⁴。UPCは**一審の第一部（First Instance）**として各国に配置された**ローカル/リージョナル部**と、パリ・ミュンヘン・ミラノに分散した**中央部**から構成され、控訴審はルクセンブルクの合同控訴裁判所が担います。

ドイツにおけるUPCの存在感：ドイツは欧州で最大の特許訴訟国であり、UPC設立後もその地位は揺らいでいません。ミュンヘン、デュッセルドルフ、マンハイム、ハンブルクの4都市にUPCローカル部が設置され、著名な**ドイツ人判事・弁護士**が**多数UPCの枢要なポジション**についています⁴⁵ ⁴⁶。実際、UPC開始から2年間（2023-2025年6月）の統計では、**UPC全体の侵害訴訟の約75%がドイツのローカル部に提起**されており、その内訳はミュンヘン111件、デュッセルドルフ65件、マンハイム45件、ハンブルク23件となっています⁴⁷。ミュンヘンが最多で全UPC案件の約35%を占め、次いでデュッセルドルフ等が続いていること、**UPC裁判管轄においてもドイツが中心的役割**を果たしていることが分かります⁴⁷。これは「欧州特許紛争の中心はドイツ」と言われた従来までの状況が、UPCによって**さらに強化された**とも評価されています⁴⁸。ドイツローカル部で下された判決は従来はドイツ国内にしか効力がありませんでしたが、UPCではそれが**欧州複数国に直接適用**されるため、**ドイツが持つ影響力が欧州全域に拡大**したとも言えます⁴⁹。

またUPCでは各事件に原則3名の法律系判事（各国出身者）と必要に応じ1名の技術系判事が加わります。ドイツからは非常に多くの判事が任命されており、全UPC判事の約35%がドイツ人と報告されています⁴⁶。この点でもドイツの法文化・判例がUPC運営に色濃く反映されているといえます。もっとも公用語は英語主体であることから、国際裁判所としての中立性も保たれており、既に2023年中には日本企業（村田製作所など）がUPCで侵害訴訟を提起する動きも見られました⁵⁰。UPCの審理期間はルール上一審12か月以内が目標とされ⁵¹、実際の平均も15か月程度と報告されており、ドイツ地裁の典型的審理期間（12～15か月）に匹敵します⁵²。したがって、日本企業が欧州で特許を一括行使したい場合、スピード面でもドイツUPCローカル部は有力な選択肢となります。一方、UPCでは想定以上に無効カウンタークレームの提起率が高く（侵害320件に対し無効反訴304件⁵³）、有効性も含めた包括的な争いになる傾向があります。ドイツ流の「インジアンクション・ギャップ戦略」は通用しにくくになりますが、逆に被告側にとっては一度に決着を付けやすい環境とも言えます。

ドイツ国内裁判所との共存：UPC発足後も、ドイツ国内の特許裁判所（地裁・連邦特許裁）も引き続き並行稼働しています。UPC非加盟国に関わる欧州特許や、UPCからオプトアウトされた欧州特許、そしてドイツ国内特許・実用新案については従来どおりドイツ裁判所で訴訟が行われます。UPC設立に伴い、一部の優秀なドイツ人判事がUPCに移籍したことでの国内裁判所の人材流出（ブレインドレイン）が懸念されましたが⁵⁴、現在のところ大きな混乱なく両者が共存しています。とはいっても長期的には、特許紛争の主戦場がUPCに移っていく可能性が高く、ドイツ企業のみならず日本を含むアジア企業も欧州特許訴訟=UPCという新常態に適応していく必要があります⁵⁵。UPC移行期における各企業の動向を見ると、当初オプトアウトで様子見を決め込んだ企業も、UPC運用が軌道に乗るにつれ戦略の見直しを迫られているようです⁵⁵。日本企業としても、自社特許をUPCで積極的に行使する体制（欧州の複数の管轄に精通した弁護士ネットワークの整備等）や、UPCで争われるリスクへの備え（無効資料の早期収集、各国分散よりも包括的な防御戦略）を整えることが求められます。

4. 技術分野別に見る特許実務上の特徴とリスク

特許戦略は技術分野によって重点やリスクが異なります。ここでは医薬品、自動車、ソフトウェア（ICT）の3分野について、欧州・ドイツでの特許実務上の特徴や日本企業が留意すべき点を解説します。

- **医薬品分野：**医薬特許は新薬の独占期間を左右する極めて重要な資産であり、欧州でも特に活発に争われる分野です。まず特許の種類として、新規化合物特許のみならず医薬用途特許（第二医薬特許）や製剤特許、結晶形特許など様々な派生特許が出願されます。欧州特許庁（EPO）は医薬用途発明（例えば「成分XをY疾患の治療に用いる」形式の特許）をSwiss-typeクレームやEPC2000形式クレームで認めており、日本と同様に用途特許の保護が可能です。医薬品は各国で上市許可（承認）が必要なため、特許の保護期間延長制度として補充的保護証明（SPC）も活用されます。SPCは各制度ですがEU規則で調和されており、新医薬品について最大5年間（+小児延長6か月）の保護延長が可能です。日本企業は日本の特許延長制度との違い（例えば対象は医薬・農薬に限られる点など）を理解し、欧州で新薬を発売する際は特許+SPCによる最大限の保護を確保する戦略が求められます。

医薬特許の権利行使面では、ジェネリック（後発医薬品）メーカーとの攻防が中心となります。ドイツを含むEU各国にはボラール条項（特許期間中でも承認申請のための試験行為を非侵害とする例外）があり、これは日本とほぼ同様です。しかしジェネリックメーカーが発売準備を進めると、特許権者は発売直前に仮処分（臨時差止命令）を求めることがあります。ドイツでは、かつてミュンヘン地裁が特許付与直後でも仮差止を認める積極的姿勢を示した時期がありましたが、近年は他国同様に特許の有効性判断に慎重になってきています⁵⁶。具体的には、欧州特許の異議審判で維持された後でない限り仮処分を出さない、といった運用が増えています。それでも本訴訟での恒久差止自体は取得しやすく、ジェネリック側は発売時期を巡って特許権者と和解交渉を行うことも一般的です。またドイツには強制実施権制度もあり、極めて稀ながら公衆の利益のために特許発明の強制許諾が命じられた例（抗HIV薬に関するケースなど）も存在します。もっとも乱用的な強制実施権は認められておらず、企業戦略上は想定外の事態といえます。

日本企業への示唆: 日本の製薬企業が欧州で権利化を図る際、**欧州特有の制度**（用途クレームの形式、SPC手続の期限管理など）に習熟した現地代理人と連携することが重要です。また欧州特許は汎欧州的に異議申立の標的になりやすいため、**出願段階から防衛策**（クレームバリエーションの用意、分割出願の活用など）を講じる必要があります。訴訟面ではドイツを主戦場とすることが多いので、**ドイツでの無効・侵害両手続のタイムライン**を理解し、**必要に応じUPCも活用**して他国も含めた総合的解決を図る視点が求められます。例えば、ある特許についてドイツと他国で別々に係争するより、UPC訴訟で一括して決着させる方が効率的な場合もあります（もっとも一括無効化リスクもあるためケースバイケースです）。

・**自動車分野:** 自動車産業では機械・材料から電子・通信技術まで幅広い発明が対象となります。従来、自動車部品の機構やエンジン技術など機械系特許が中心でしたが、近年はコネクテッドカーや自動運転の台頭により通信、ソフトウェア、AI関連の特許の重要性が増しています。この分野の特徴的な問題として**標準必須特許(SEPs)**があります。車両に搭載される通信モジュール（4G/5G等）は通信規格の標準技術を実装しており、多数のSEPが絡みます。欧州、とりわけドイツはSEP権利者（通信企業）と実施者（自動車メーカー）との訴訟の舞台になりました。著名な例としてノキア vs ダイムラー事件では、ノキアがドイツでダイムラー（メルセデス・ベンツ）車の通信機能が自社のSEPを侵害するとして差止を求め、一時期ダイムラー側が敗訴して和解に至っています。この事件ではドイツ連邦最高裁が**FRANDライセンス交渉における被許諾候補側の誠実義務**（Huawei-ZTEルールにおける実施者側要件）を厳格に解釈し、SEP権利者に有利な判断を示しました（通称「Sisvel v. Haier判決」）⁵⁷。このように**欧州（ドイツ）はSEPの権利行使にも積極的**であり、日本の自動車メーカーも第三者の通信特許リスクにさらされています。対策として、日本企業は**標準化団体のライセンスプール（例: Avanci）に参加**して包括ライセンスを取得する、あるいは**通信企業とクロスライセンス交渉を行う**などの戦略をとっています。

また自動車分野ではサプライチェーンが長く、**部品サプライヤーと完成車メーカーの間の特許責任**も問題になります。特許侵害訴訟が発生した場合、部品メーカーが供給した部品が原因なら**完成車メーカーはサプライヤーに保証を求め**、逆に完成車側で対策可能な場合もあります。ドイツではこの点も含め、**訴訟戦略上の駆け引き**（どの段階の企業を訴えるか）が行われます。例えば特許権者がまず完成車メーカーを訴え、メーカーがサプライヤーを巻き込む形で解決させる戦略などです。自動車領域の特許は大量かつ多岐にわたりますが、**日欧で特許の有効性判断に差が出る**場合もあります。特にソフトウェア制御に関する発明では欧州では技術的特徴かどうか厳しく精査されるため、日本では特許になった車載ソフトのアイデアが欧州では不特許の場合もあります。従って日本の自動車メーカーは**欧州特許出願時にクレームの技術的実装面を明確化し、EPO審査基準に適合させる**よう配慮が必要です⁵⁸。

日本企業への示唆: 欧州での自動車関連特許戦略として、(1) **重要技術の特許取得**はEPOルートで主要国を確保する（必要に応じUPも検討）、(2) **他社特許リスクへの備え**として定期的な他社出願ウォッチや無効資料の収集を行う、(3) SEPについては**国際標準化活動への参画やライセンス交渉力の強化**を図る、(4) 訴訟では**ドイツを主戦場**と捉え訴訟チームを現地に置く、等が挙げられます。特にドイツでの訴訟は**迅速で確実な救済**が得られる反面、前述のとおり**無効審理とのギャップ**もあるため、訴訟になる前提での**強力な特許網の構築**（クレーム幅の段階的な異なる特許を複数保持するなど）や、**実用新案分岐による短期決戦力の確保**も有効です²²。中長期的には、電気自動車や自動運転に絡む特許出願も激増しており、中国企業など新規参入者からの特許攻勢も想定しておく必要があります。

・**ソフトウェア・IT分野:** ソフトウェア関連発明は欧州では**特許適格性（発明該当性）**のハードルが高い領域です。EPOは「**プログラムそのもの**」は**特許対象外**としつつ、「**技術的貢献**」が認められるコンピューター実装発明(CII)は特許可能としています。具体的には、単なるビジネス方法や数学的アルゴリズム自体はダメでも、それを**技術的問題の解決**に用いている場合はOK、という立場です。日本の特許庁(JPO)も自然法則の利用という観点から概念的には近い基準を採りますが、**進歩性判断の枠組**みなど細部で異なります⁵⁸。EPOではクレーム中の技術的特徴と非技術的特徴を峻別し、技術的特徴に基づいてのみ進歩性を判断する独自のアプローチをとります。このため、日本で特許になったソフトウェア発明でも、欧州審査で「**技術的効果が不十分**」とされることがあるため注意が必要です。AI・機械学習発明についても、「**人間の知的活動を助けるだけ**」のようなものは技術的貢献なしと判

断されるケースがありますが、「画像処理の精度向上」や「ネットワーク制御の最適化」のようにハードウェア資源の効率化につながる発明は特許性が認められる傾向です。

ソフトウェア分野では、特許を取るべきかノウハウ秘匿すべきかの判断も難しくなります。オープンソースソフトウェアの流れもあり、自社ソフトのコアアルゴリズムを敢えて公開しない選択も一案です。しかし欧州ではビジネス関連特許は米国ほど取得されておらず、むしろ日本企業にとっては自社ソフト技術を欧州特許で押さえて他社の模倣を防ぐ余地がまだ残っているとも言えます。競合他社との間では、欧州でソフトウェア特許の直接的な訴訟は少ないですが、例えばユーザーインターフェースの発明やデータ処理方法で係争になることがあります。ドイツはソフトウェア特許にも比較的寛容な判決例（例えば仮想記憶管理の発明で特許有効と判断したケースなど）もあり、米国で特許適格性に苦労する分野の企業にとって欧州・ドイツは安定した特許取得と行使ができる場ともなっています。

日本企業への示唆：ソフトウェア関連発明で日本企業が犯しがちなのは、技術的特徴の記載不足です。欧州出願では発明の効果を技術用語で具体的に記述し、クレームにもハードウェア資源や技術的手段を織り込むことが肝要です。例えば単なる商取引のフローを記載するだけでなく、その中のデータ処理の工夫やセキュリティ向上策を明確化することで特許適格性が認められやすくなります。またソフト分野は製品サイクルが短いため、審査遅延による権利の陳腐化にも注意が必要です。欧州ではPCT出願経由に入るケースが多いですが、早期審査(PACE)を活用しても早く権利化することが価値を生む場合があります。侵害立証については、ブラックボックス化したソフトウェアでは証拠収集が困難な場合もありますが、ドイツなどではエクスパートを任命してコードを解析する手続も存在します。もっともオープンソースライセンス遵守の問題など、特許以外の法的課題もあるため、総合的な知財戦略の一環でソフトウェア特許を位置づけると良いでしょう。

5. 大企業・中小企業にとってのコスト・リスク・柔軟性の違い

欧州での特許戦略は企業規模によっても異なります。大企業（売上・資源が潤沢な企業）と中小企業（SMEs）とでは、直面する課題や取れる戦術が変わってきます。

・**大企業の場合：**大企業は総じて広範囲の特許ポートフォリオを構築しがちで、欧州でもEPOを通じて多数の特許を取得します。費用負担能力が高いため、出願国の中も広く、主要市場（独仏英伊米中など）はもとより新興市場も視野に入れて特許出願します。欧州特許出願においても、ユニタリ特許の恩恵を享受しやすいのは大企業です。なぜなら本来複数国に出願・維持していたコストを一本化でき、事務管理コストも削減できるからです⁵⁹。もっとも費用だけでなくリスク管理の観点から、重要特許については前述のように欧州特許+国内特許の二本立てでリスクヘッジする余裕もあります

¹⁷。訴訟リスクにも備え、欧州現地に法務・特許の専門チームを置くこともでき、UPCへの対応（代理人の選任やケース分析）にも十分なリソースを割けます。大企業はまた異議申立や無効審判を攻防で積極活用する傾向にあり、自社に不利な他社特許には欧州異議で早期に潰しをかける、防衛的パブリックコメントをEPOに提出する、といった行動を取ります。特許ポートフォリオ自体も、分割出願や補正を駆使して多面的に権利化し、競合に対する牽制力を高める戦略が可能です。コスト面では年金や訴訟費用も含め多額になりますが、逆に言えば特許紛争に耐える体力があり、「攻めの特許戦略」を展開しやすいと言えます。

・**中小企業（SMEs）の場合：**中小企業はリソースが限られるため、選択と集中が鍵となります。まず特許出願国について、欧州全部ではなく主要市場だけに絞る傾向があります。多くの場合ドイツは最優先（EU最大市場で競合牽制効果も高いため）で、加えてフランスやイタリアなどいくつか選択する程度です。欧州特許庁経由で広く出願しても、結局コストの都合で主要数か国しか特許維持しないケースも多いです。その意味で、SMEにとってユニタリ特許は悩ましい選択肢です。参加18か国もの保護は魅力的ですが、必要な国にまで年金を払う負担が発生します。例えば3か国程度しか営業拠点がないなら、最初からその3か国だけ指定国にするか、あるいは各国に直接出願した方がトータルコストは低く抑えられます¹³。一方でUPC訴訟の脅威という観点では、SMEが欧州に輸出する場合、一つのUPC訴訟でEU全域から排除され得るリスクがあるため注意が必要です。大企業なら訴訟敗訴しても

事業多角化で乗り切れるかもしれません、中小企業にとって一度の訴訟敗北が死活問題になることもあります。したがってSMEは他社特許のクリアランスにより一層注力し、欧州展開前に侵害リスク調査や必要ならライセンス交渉を行うことが求められます。

コスト面では、SMEは特許維持費用の捻出が重荷となりがちです。欧州特許の場合、審査中から年金がかかるため、審査が長引くとそれだけ出費が増えます³³。無理に広範囲のクレームで粘るより、**早期に適切な権利範囲で成立**させて維持費用を抑える方が賢明な場合もあります。また**実用新案**はSMEにとって手軽に権利取得できる手段なので、ドイツでまず実用新案を押さえて市場参入し、事業が軌道に乗ったら特許を取得する、といった段階的戦略も考えられます。柔軟性という点では、SMEは組織が小さい分、**経営判断で特許方針を迅速に転換**できる強みもあります。例えば競合他社とのクロスライセンスを素早く決めて争いを避ける、特許よりも製品改良スピードで勝負するといった、**大企業とは異なる戦略基準**を持つことも可能です。

- **対欧州パートナーシップ:** 中小企業が自社だけで欧州特許戦略を担うのが難しい場合、**現地企業との提携やオープンイノベーション**も選択肢です。特許を単に防御ではなく取引材料として、欧州企業からの出資や協業を得る代わりに技術提供する、その際に特許できちんと権利化しておく、など攻めの姿勢も重要です。大企業であっても、欧州企業との**特許プール**や共同出願を行うことで、市場での優位を確保する動きが見られます。要は企業規模問わず、自社の置かれた立場に応じて**コストとリスクを天秤にかけた柔軟な発想**が必要だということです。

6. 日本企業が陥りがちな戦略上のミスとその回避策

日本企業が欧州・ドイツで特許戦略を実行する際に、しばしば見受けられる誤りと、その防止策をいくつか挙げます。

- **ミス1: 日本流ドラフトのまま欧州出願** - 日本出願で作成した明細書・クレームを十分にローカライズせずそのまま欧州に持ち込むケースです。これにより欧州審査で**サポート要件不足**や**不明瞭**として拒絶されることがあります。特にEPOは**追加事項 (New Matter)**に厳格なため、日本出願でサポート範囲ギリギリだったクレームは欧州では認められない可能性が高いです。**回避策:** 欧州出願前に**現地代理人による明細書レビュー**を実施し、クレームと明細書の対応関係を精査することです。また出願段階から**クレームのバリエーション**を多めに用意し、欧州審査官の指摘に柔軟に対応できるようにしておくと良いでしょう⁶⁰。日本企業は明細書の技術的記載が詳細な傾向にある一方で、クレームでの限定事項が少ないことがあります。欧州では**クレーム至上主義**なので、クレームで何をカバーするか明確にし、サポートする実施例を充実させることが重要です。
- **ミス2: ソフトウェア発明で技術効果の記載不足** - 前述したように、欧州では**技術的貢献のない発明は特許になりません**。日本企業の出願で、ビジネススキームや管理手法にフォーカスしすぎて「**技術効果**」が曖昧なものは、欧州審査で苦戦します。**回避策:** **EPOとJPOの共同研究結果**なども参考に、クレームや明細書中に**技術課題・技術効果を明示**することです⁵⁸。例えば「計算時間を大幅に短縮し、サーバ負荷を低減する」といった効果や、「従来困難だったXをソフトウェアで実現する」といった技術課題解決の記載があれば、審査官に技術貢献をアピールできます。また必要に応じ**専門部門**と協力して**発明の技術的本質を洗い出す**作業を、日本出願段階から行うべきです。
- **ミス3: 欧州特許維持・手続のコスト見積もり誤り** - 欧州特許は付与後の各年金、翻訳コスト、さらに異議対応など隠れたコストがかかります。日本企業が十分な予算措置をせず多数の欧州出願を行い、いざ付与後に各年金が負担になって放棄、という事例もあります。**回避策:** **予め費用シミュレーション**を行い、何か国に権利を維持するか計画を立てましょう^{12 61}。特にユーニタリ特許を使う場合、**初期翻訳費用**（移行期間中は主要言語への翻訳が必要）や**年金の長期試算**を行い、自社にとって得か慎重に判断します。費用対効果を見極め、**優先度の低い国ではあえて権利化しない選択**も戦略のうちです。

- ・ミス4: UPC対応の失念・誤解 – UPC開始当初、欧州特許権者がオプトアウト登録を失念し、自動的にUPC管轄下に置かれてしまったケースが散見されました。また逆に、有望な特許なのに恐れすぎてアップを避け、結果的に各国バラバラの権利で管理負荷が増えた例もあります。**回避策:** 自社の欧州特許について**UPCへの対応方針を一件一件決めて文書化**することです。重要特許はオプトアウト済か、将来UP指定を検討するかを管理表にまとめ、社内関係者と共有します。UPCについては社内勉強会を開いて**正確な知識**を持つことも大事です。例えば「UPCは英語で裁判ができる」「控訴審はEU司法裁と無関係」等、基本事項を理解しておく必要があります。また**UPC係争の経験豊富な欧州弁護士**と顧問契約を結び、いざという時迅速に対応できる体制も整えておくべきでしょう。
- ・ミス5: 他社欧州特許への無関心 – 日本企業は往々にして自社の特許取得に注力するあまり、**競合他社の欧州特許の動向を軽視**する傾向があります。その結果、気づかぬ間に競合に重要特許を押さえられ、欧州市場で身動きが取れなくなる危険があります。**回避策:** **特許クリアランス**を定期的に実施し、**競合他社の欧州特許出願をモニタリング**することです。欧州特許公報や各国レジストリを監視し、自社事業に関係しそうな他社特許には、異議申立期間中に**情報提供**や**異議申立**を検討します。実際、欧州特許の異議申立データを見ると、日本企業の特許は欧州企業ほど頻繁に異議を受けていないとの統計もあります³⁶が、これは裏を返せば日本企業側も他社特許に異議を提起する比率が低いとも言えます。自社に不利な特許が成立してしまってから各国で無効訴訟を戦うのは大変なので、**EPO異議の制度をもっと活用**するのが賢明です。
- ・ミス6: ドイツ実用新案の未活用 – 先述のように、ドイツ実用新案は迅速な権利化手段ですが、日本企業には馴染みが薄く、存在自体を知らないケースもあります。例えば競合が自社製品を模倣して市場投入してきた際、特許出願中で権利化が間に合わない場合があります。このとき実用新案に分岐しておけばすぐに**差止請求権**を得られたのに、それをせず手をこまねいてしまう、といった失敗です。**回避策:** ドイツに重要市場を持つ企業は、**特許出願時から実用新案分岐の方針**を検討しておきましょう。特にプロダクトライフサイクルが短い製品の場合、特許査定を待っていたのでは商機を逃すことがあります。実用新案を取得して**暫定権利**で牽制しつつ、本命の特許査定を待つ戦略は有効です。ただし実用新案は無審査ゆえ**無効リスク**も高いので、乱発は禁物です。あくまで「緊急用オプション」として位置づけ、必要な時に素早く動けるよう**現地代理人と相談**しておくと安心です。

7. 欧州・ドイツでの特許戦略構築におけるベストプラクティス

以上の知見を踏まえ、最後に日本企業が欧州（特にドイツ）で特許戦略を構築・実行する際の**ベストプラクティス**をまとめます。

- (1) **マルチルート戦略の活用:** 欧州では**EPO出願**と**各国出願**を状況に応じて使い分ける柔軟性が重要です。広範囲な保護が必要なら**EPOルート+ユニタリ特許**で一括保護し、特定国だけ狙うなら**各国への直接出願**でコストを抑えます。同一発明について**欧州特許とドイツ特許を両方出願**しておく戦術も解禁されたため、余力があれば重要案件で実行を検討します¹⁵。欧州特許を早期に取得しつつ、ドイツ出願は審査を遅らせて将来の保険にする、という**二段構え**も可能です⁶²。
- (2) **ユニタリ特許とUPCの賢い利用:** ユニタリ特許は**4か国以上**で保護が欲しい場合にコスト効果が高まるので、そのラインを社内指針として設けるのも一案です¹³。一方でUPC管轄下になることでの**一括無効リスク**も評価し、特許の重要度に応じて**オプトアウト**の判断を行います。例えば基幹特許は各**バンドル+オプトアウト**で守りを固め、周辺特許はユニタリ特許で広く押さえる、といった**ポートフォリオ内でのメリハリ**を付けます。UPCでの訴訟は**欧州全域に影響力**を持つため、権利行使側では積極的に活用し、防御側では**欧州全体戦略の中で和解交渉**も視野に入れます。UPC開始から2年で既に多数の訴訟実績が蓄積しており⁴⁷、判例動向のフォローも不可欠です。
- (3) **ドイツ特有の制度と裁判を味方につける:** ドイツは欧州特許戦略の要です。ここで勝てばEU市場を制し、負ければ痛手となります。ドイツ特許庁の**実用新案制度**や**審査請求猶予**をうまく活かし、権利化スケジュール

に幅を持たせましょう²²。またドイツ裁判所は迅速な侵害差止を出してくれる所以、権利者にとっては強力な武器です。ただしバイフェーションによる差止ギャップのリスクもあるため、侵害提訴の際は無効になりにくい強い特許で挑むことが大切です。特許クレームは主要発明概念だけでなく、実施形態に応じた複数のバリエーションを用意し、侵害態様に柔軟に適合できるクレームセットを準備しましょう。ドイツではクレーム解釈や均等論についても独自の判例法理がありますが、日本企業はその点も現地弁護士の助言を受けながら対応すると安心です（例えば均等侵害の判断基準は日本と似ていますが適用事例は欧州の方が多い傾向があります⁶³）。要は「ドイツで勝つ」ことを意識して特許ポートフォリオをデザインすることが、欧州戦略成功の鍵です。

(4) 技術分野に応じた戦略調整: 自社の技術分野ごとに戦略をカスタマイズします。医薬では特許とSPC延長、用途特許などを組み合わせて権利期間を最大化するとともに、異議や無効訴訟も見据えて複数の防衛層を築きます。自動車・機械では幅広い技術の特許化と他社特許への対応（特にSEP問題）を並行し、ライセンス交渉力を高めることも視野に入れます。ソフトウェア・ICTでは技術的特徴を強調した出願で特許適格性をクリアし、必要に応じ早期権利化や秘密情報との住み分けを検討します。各分野ごとの欧州特許庁の審査トレンド（例えばAI関連のハードル、医薬系のデータ要求）を常にアップデートし、それに合った明細書作成・審査対応を行うことが重要です。

(5) 現地専門家との連携強化: 欧州特許実務や訴訟は各国ごとに細かな差異があります。日本企業がそれら全てを網羅するのは難しいため、信頼できる欧州の特許法律事務所とパートナーシップを築きましょう。出願段階では欧州特許弁理士の知見を取り入れ、訴訟段階では経験豊富な訴訟代理人（弁護士・パテントアドバイサー）に依頼するのがベストです。特にUPC訴訟では各国の共同代理体制も組めるため、多国籍なチーム編成も視野に入れます。また社内でも欧州特許に詳しい人材を育成し、海外代理人とのブリッジ役になってもらうと円滑です。言語の壁もありますが、最近は英語で手続可能な場面（EPOのオンライン口頭審理やUPC英語審理）が増えており⁴³、日本企業にとって追い風です。コミュニケーションを密にし、「欧州では常識だが日本企業は知らなかった」みたいな事態を防ぎましょう。

(6) 継続的な戦略見直し: 特許制度や判例は時とともに変化します。ユニタリ特許制度開始のように、環境が劇的に変わることもあります⁶⁴。日本企業は定期的に欧州での特許戦略を見直し、社内の知財・経営層でアップデートを共有することが肝要です。例えば、UPC発足を受けて訴訟対応方針を改定したり、予算配分を変えたりすることが必要になります。常に「最新のルール下で最適な動きは何か？」を問い合わせ、柔軟に戦略を調整する姿勢が求められます。

以上、欧州（特にドイツ）における特許制度の比較と、日本企業向け戦略の考え方を包括的に述べました。欧州は日本企業にとって重要市場であると同時に、特許紛争の舞台としても避けて通れない地域です。制度の違いを正しく理解し、各種ツール（EPO、DPMA、UPC、実用新案等）を上手に組み合わせることで、技術分野・企業規模を問わず有効な特許網を構築できるでしょう⁶⁰。本ガイドが貴社の欧州特許戦略策定の一助になれば幸いです。

参考文献・出典: 本報告書中の事実関係や数値は、欧州特許庁やドイツ特許庁の公開資料、志賀国際特許事務所の調査レポート¹²¹¹、欧州の知財専門誌（IAM, Managing IP等）の記事⁴⁷⁴⁸、欧州特許法律事務所の解説⁶²⁶⁵など信頼性の高い情報源に基づいています。また一部、日本特許庁・JETRO等が提供する文資料や各種統計データも参照しました。具体的な出典個所は文中の【+】付き引用番号に示しております。欧州特許制度は高度に専門的かつ変化もありますので、最新情報については欧州特許庁公式サイト²⁶や各国情報の発表を適宜確認することをおすすめします。

1 2 5 33 European patent application timeline with expected costs — Fillun
<https://www.fillun.com/european-patent-application-timeline-with-expected-costs>

versus European patent system – GermanLaw International

<https://www.germanlawinternational.com/intellectualproperty/germanlawinternational/german-versus-european-patent-system-161478/>

6 FAQ - lbp-patent.de

<https://lbp-patent.de/en/information/faq/>

11 12 13 61 欧州特許とその主要加盟国における費用比較（2025年版） | 知財トピックス | 志賀国際特許事務所 | Shiga International Patent Office

<https://shigapatent.com/topics/cost-comparison-of-european-patents-2025/>

14 24 27 28 29 30 32 64 The Unitary Patent and the Unified Patent Court: engagement with the new European patent system - Venner Shipley

<https://www.vennershipley.com/insights-events/the-unitary-patent-and-the-unified-patent-court-engagement-with-the-new-european-patent-system/>

25 26 59 Cost of a Unitary Patent | epo.org

<https://www.epo.org/en/applying/european/unitary/unitary-patent/cost>

31 UPC opt-outs: statistics and trends one month in | Kluwer Patent Blog

<https://legalblogs.wolterskluwer.com/patent-blog/upc-opt-outs-statistics-and-trends-one-month-in/>

36 Evidence from oppositions at the European Patent Office

<https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S004873331300108X>

43 44 45 46 47 48 49 51 52 53 57 Germany: effects of the UPC and national patent courts' coexistence - IAM

<https://www.iam-media.com/review/the-patent-litigation-review/2026/article/germany-effects-of-the-upc-and-national-patent-courts-coexistence>

50 Two Japanese Firms Launch Patent Enforcement Actions Against ...

<https://michael7924.substack.com/p/two-japanese-firms-launch-patent>

54 “Brain drain” in German district courts makes UPC the new “standard ...

<https://ipfray.com/brain-drain-in-german-district-courts-makes-upc-the-new-standard-in-global-patent-enforcement-campaigns-says-local-patent-attorney/>

55 UPC may prompt strategy rethink for Asian businesses | Managing Intellectual Property

<https://www.managingip.com/article/2bss43l9wz50otdtz8wzk/upc-may-prompt-strategy-rethink-for-asian-businesses>

56 jetro.go.jp

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/pdf/IP_Litigation_Europe_2022_JP.pdf

58 The EPO and the JPOs Comparative Study on Computer-Implemented Inventions/Software-Related Inventions: Part Two - HLK

<https://www.hlk-ip.com/news-and-insights/the-epo-and-the-jpos-comparative-study-on-computer-implemented-inventions-software-related-inventions-part-two/>

63 The weak patent “doctrine of equivalents in Japan ... - Lexology

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=85bfc574-f520-49cb-87e5-136cd9061994>